

| | | |
|-----|---------|--|
| Q12 | 特B 工 | <p>私は、臨時の任用の教員として、浜松市立小学校3校で合計2年6か月、浜松市立中学校1校で6か月の実務経験があります。実務経験の期間が短い「中学校」を第1希望にして特別選考B-エで受験することは可能でしょうか?また、「小学校」を第2希望として併願受験する場合、どのような試験を受ける必要があるのでしょうか?</p> <p>A</p> <p>特別選考B-エで受験するために必要な実務経験の期間は、勤務の連続・断続はもちろん、学校種も問いません。したがって、実務経験期間の短い「中学校」を第1希望として受験することは可能です。またこの場合、中学校と小学校のどちらの実務経験もあるため、併願の教科専門試験を受ける必要はありません。なお、もし実務経験のない校種を併願する場合には、その校種の教科専門試験(筆記・実技)を受ける必要があります。</p> |
| Q13 | | <p>私は、臨時の任用の教員として、浜松市立中学校で合計4年の実務経験がありますが、そのうち2年間は発達支援学級の担任をしていました。「発達支援推進教員(中学校)」を特別選考B-エで受験することは可能でしょうか?また、「中学校教員」を第2希望として併願受験する場合は、教科専門試験を受ける必要があるのでしょうか?</p> <p>A</p> <p>特別選考B-エで受験するために必要な3年間の実務経験をもつとともに、「発達支援推進教員」の受験に必要な2年以上の特別支援教育担当者としての経験がありますので、受験することが可能です。「中学校」を併願受験する場合も、第1希望と同じ学校種であるため、教科専門試験を受ける必要はありません。</p> |
| Q14 | 特A | <p>私は、前年度の採用試験で、「小学校」区分で補欠となりました。今年度、「小学校」区分を特別選考A-エで受験する予定ですが、「中学校(教科)」区分を併願受験することはできますか?</p> <p>A</p> <p>併願受験はできます。ただし、補欠となった「小学校」の1次試験は免除になりますが、第2希望「中学校(教科)」の教科専門試験(筆記・実技)は受験する必要があります。なお「発達支援推進教員(小学校)」を併願受験する場合は、同じ校種のため追加で実施する試験項目はありません。</p> |

◆勤務実績証明書について

| | |
|-----|--|
| Q15 | <p>勤務実績証明書を提出したいと思いますが、令和5年度は、4月から11月までA校、12月から現在までB校に勤務しています。この場合、どちらの学校で作成してもらえばよいでしょうか?</p> <p>A</p> <p>勤務実績証明書は、令和5年度に勤務歴がある場合に提出が必要です。令和5年度に複数校の勤務歴がある場合は、勤務期間が一番長い学校の校長へ依頼をします。したがって、この場合は、A校の校長へ依頼してください。勤務期間が同じ場合は、現在校の校長へ依頼してください。依頼する際は、受験者本人が必要事項を記入した用紙を校長へ渡し、厳封してもらうことも忘れず伝えてください。</p> |
|-----|--|

◆成績開示について

| |
|--|
| <p>成績開示を希望する方は、令和6年9月2日(月)以後、浜松市HPに掲載する「成績開示について」に従い手続きを行ってください。</p> |
|--|

◆勤務条件について

| |
|--|
| <p>〔勤務時間・休暇について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間は1日7時間45分、週38時間45分です。 ・土曜日・日曜日を週休日、祝日・年末年始(12/29～1/3)を休日としています。この他に学校ごとに閉学日を設けています。 ・年次休暇については、年間20日(新規採用教員については15日)の付与があり、最大で20日分、翌年に繰り越すことができます。 ・私傷病休暇の他、産前産後休暇・夏季休暇といった特別休暇や介護休暇などがあります。 <p>〔給与について〕</p> <p>新卒の場合、初任給は以下の通りです。(令和6年2月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学院修了:約270,000円 ○ 大学 卒業:約249,000円 ○ 短大 卒業:約227,000円 <p>※ 教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当、特例給料月額を含みます。</p> <p>※ 6月と12月に期末手当、勤勉手当が支給されます。</p> <p>※ この他、通勤手当や住居手当等、個人の実情に応じて手当が支給されます。</p> |
|--|

◆講師登録について

| |
|---|
| <p>臨時の任用の教員の手続きは、登録制となっています。必要な免許状をもっている方、取得見込みの方であれば、いつでもどなたでも登録ができます。浜松市教育委員会教職員課(053-457-2414)までご連絡ください。</p> |
|---|

令和7年度採用(令和6年度実施)

浜松市立小・中学校教員採用選考試験要項

出願期間

出願は、「電子申請」と「書類提出」の両方が必要です!

令和6年2月13日(火)から3月15日(金)

※電子申請…3月15日(金)午後5時15分まで

※書類提出…3月15日(金)午後5時15分 必着

試験期日

第1次選考試験

令和6年5月11日(土)12日(日)

第2次選考試験

令和6年2月 浜松市教育委員会

1 選考試験の目的

この選考試験は、令和7年度浜松市立小・中学校教員の採用にあたり、選考資料を得るために実施します。また、この選考試験は任期付教員の選考(P5参照)を兼ねるものとします。

2 選考試験実施区分(以下「試験区分」という)、必要とする免許状及び要件、採用予定数

| 試験区分 | 必要とする免許状 及び 要件 | 採用予定数 |
|-------------------------|--|---------------------|
| 小学校教員 | ○小学校教諭普通免許状 | 90人程度 |
| 中学校教員 | ○受験する教科(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語)の中学校教諭普通免許状 | 各教科合計 60人程度 |
| 発達支援推進教員 (P2☆参照) | ○小学校教諭普通免許状又は教科についての中学校教諭普通免許状 ○上の免許状に加え、次のア又はイに当てはまる方 ア 特別支援学校教諭普通免許状を取得又は取得見込みの方 (特別専攻科に進学し、特別支援学校教諭普通免許状を取得予定の方を含む) イ 特別支援教育担当者としての経験のある方 「特別支援教育担当者としての経験」とは、次のいずれかの場合を指します。 - 特別支援学校において、臨時の任用の教員として、令和5年度に勤務経験を有しきつ、直近の2年間(R4.4.1～R6.3.31)で12か月以上の勤務が見込まれる方 - 国公立学校において、令和6年3月31までに、特別支援教育に携わる経験が2年以上となる見込みの方(小・中学校の特別支援学級(浜松市では発達支援学級)の担任、通級指導教室担当、特別支援学校での教職経験) ※発達支援教室支援員、学習支援員、スクールヘルパー等は対象となりません。 | 10人程度 |
| 養護教諭 | ○養護教諭普通免許状 | 若干名 |
| 障がいに配慮した選考 (P4(2)参照) | ○小・中学校教員、発達支援推進教員、養護教諭いずれかの希望する試験区分に必要な免許状及び要件 ○「障がいに配慮した選考申請書」の提出ができる方 「障がいに配慮した選考申請書」には、下のいずれかの写しを添付してください。 - 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳(児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターの判定書等) | 若干名 (上の採用予定数に含む) |
| | ※試験における配慮の内容が決定したら、受験者に通知します。 | |

☆「発達支援推進教員」について

- ア 浜松市立小・中学校において、市の発達支援教育の理念を踏まえ、主に発達支援教育(特別支援教育)の推進に携わる教員を指します。
- イ 採用時の身分(補職名)は原則として教諭です。
- ウ 採用後、発達支援推進教員として担うことが期待される主な校内分掌
- 発達支援学級(特別支援学級)担任
 - 通級指導教室担当
 - 発達支援教育コーディネーター
- ※ 発達支援教育を推進する者として、通常の学級の学級担任、教科担任を行うこともあります。

※ 「発達支援推進教員」の任期付教員としての採用はありません。〈P5 (3) 任期付教員の採用について参照〉

3 受験資格

次の(1)から(3)のすべての要件を満たす方が受験できます。

- (1) 昭和40年4月2日以降に生まれた方
- (2) 地方公務員法第16条の欠格事項及び学校教育法第9条の欠格事由に規定する以下の欠格事項に該当しない方
- ① 禁錮以上の刑に処せられた者又は刑の執行中の者
 - ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
 - ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間
 - ② 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - ③ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - ④ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ⑤ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 試験区分ごとに、令和7年4月1日時点での有効な、P1の表に示す必要とする免許状を有する方又は取得見込みの方、発達支援推進教員区分に関しては要件に該当する方

4 選考と採用

- (1) 後掲「5 選考の種類等」に基づく選考試験を行い、最終合格者を新規採用候補者とします。
- (2) 新規採用候補者としての名簿登載期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。
- (3) 新規採用候補者となっても、次の場合には採用候補者名簿への登載を取り消します。
- ア 必要とする免許状を取得見込みの方が、令和7年4月1日までに取得できない場合や卒業遅延の場合
 - イ 所有する免許状の有効な状態を保持できない場合
 - ウ 電子申請・提出書類の内容に虚偽があった場合
 - エ 地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に相当する行為があった場合
 - オ 前掲「3 受験資格」を満たさなくなった場合や満たさないことが判明した場合
- (4) 採用の日から1年間(養護教諭は6か月間)は条件付採用であり、この間良好な成績で職務を遂行したと認められたとき、正式採用となります。
- (5) 日本国籍を有しない方は、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。
- (6) 令和7年度新規採用教員補欠となった方は、原則として、その期間は令和7年2月28日までとします。

5 選考の種類等

(1) 選考の種類

選考には、以下の種類があります。第1次選考試験において資格要件を満たすものを選択して受験することができます。

| 選考の種類 | 対象者(資格要件等) | | 第1次選考試験受験項目 | |
|-------------|---------------------------------------|--|--|-------------------------|
| 一般選考 | 前掲「3 受験資格」を満たす方であれば、どなたでも一般選考を選択できます。 | | ①教職・一般教養 ②教科専門 ③個人面接 ④適性検査 | |
| 特別選考A | 前年度補欠者 | 令和6年度採用浜松市立小・中学校教員採用選考試験を受験し「 <u>補欠</u> となつた方」 ただし、補欠となつた試験区分(中学校教員区分においては教科)での受験に限ります。 | ④適性検査 | |
| ア | 他都市現職教諭(実務経験2年以上) | 国公立学校の教諭・養護教諭(任用の期限を付した教諭等は含まない)として令和6年4月1日時点在籍し、令和6年3月31日時点での <u>実務経験が2年以上見込みの方</u> ※1 ただし、2年以上の実務経験のない校長・教科は、B-アでは第1希望にできません。<P15 Q&A9参照> ※令和6年4月1日在籍している証明書を後日提出していただきます(1次結果送付時に案内します)。 | ③個人面接 ④適性検査 | |
| イ | 前年度第1次選考試験合格者 | 令和6年度採用浜松市立小・中学校教員採用選考試験第1次選考試験に合格した方 | ②教科専門 ③個人面接 ④適性検査 | |
| | 他都市現職教諭(実務経験2年未満) | 国公立学校の教諭・養護教諭(任用の期限を付した教諭等は含まない)として令和6年4月1日時点在籍し、令和6年3月31日時点での <u>実務経験が2年未満の方</u> ※令和6年4月1日在籍している証明書を後日提出していただきます(1次結果送付時に案内します)。 | | |
| 特別選考B | ウ | 以下の一から三つの条件を満たす方 a: 国公立学校の教諭・養護教諭(任用の期限を付した教諭等は含まない)として、令和6年3月31までに、通算12か月以上の実務経験を有する見込みの方 b: 国公立学校において、 <u>対象となる任用形態</u> ※3で、令和5年度に勤務経験を有し、かつ、直近の2年間(R4.4.1～R6.3.31)で通算12か月以上勤務する見込みの方 c: 静岡県内教育施設(浜松市教育センター、浜松市かわな野外活動センター、観音山少年自然の家、浜松科学館、三方原学園等)の職員として令和5年度に通算10か月以上勤務する見込みの方 | ①教職・一般教養 又は課題作文のいすれかを選択 ②教科専門 ③個人面接 ④適性検査 | |
| | 工 | 浜松市の臨時的任用の教員等(実務経験3年以上) | 浜松市立小・中学校において、 <u>対象となる任用形態</u> ※3で、令和5年度に実務経験を有し、かつ、令和6年3月31日時点での <u>実務経験が3年以上見込みの方</u> | ③個人面接 ④適性検査 |
| | オ | 社会人経験者 | 民間企業又は官公庁等において、正規職員として、令和6年3月31日時点で <u>職務経験が5年以上見込みの方</u> ※2 | ②教科専門 ③個人面接 ④適性検査 |
| 特別選考C ※4 | 大学等被推薦者 | 浜松市立小・中学校教員を第1志望とする方で、浜松市教育委員会が指定した大学等から推薦を受け、教育委員会の選考の結果「特別選考C」の対象者として認めた方 ○ 本人の希望のみでは受験できません。 | ④適性検査 | |
| 特別選考D | 国際貢献活動経験者 | 国際協力機構(JICA)が規定する青年海外協力隊、日系社会青年海外協力隊で、原則として継続した2年間の活動実績を有する方 | ①教職・一般教養 又は課題作文のいすれかを選択 ②教科専門 ③個人面接 ④適性検査 | |

※1 「実務経験」とは、在籍した年数から、休業、休職等の期間を差し引いた実際に勤務した期間をいいます。<P15 Q&A10、11参照>

※2 「職務経験」とは、企業(団体)等の正規職員として就業した期間をいい、1日でも勤務をすれば1か月と數えます。「職務経験」が複数の企業(団体)等にわたっている場合には、それらの期間を通算できます。
(但し、同一の企業(団体)等での就業期間が1年未満のものを除く)

※3 「対象となる任用形態」について

対象となる任用形態は以下の通りです。

ア 任用の期限を付した教諭等(任期付教員)

イ 臨時の任用職員(臨時の任用の教員)

・産休代替・育休代替・同行休代替・休職代替・私傷病休等代替・介護休代替・研修代替

・少人数学級編制等・その他の臨時の任用職員(欠員補充等) 等

ウ 非常勤講師等(単独で教科指導を行い、週10時間以上の勤務があるもの)

・初任者研修実施(特例校指導教員軽減)・小学校専科指導充実(理科)・主幹教諭軽減

・はままつ式少人数学級編制・小規模小学校支援 等

これらの名称は、令和5年度において「浜松市教育委員会で任用される臨時の任用職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する要綱」及び「浜松市教育委員会で任用される会計年度任用職員の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する要領(報酬が時間額で定められた職員)」に定めるものです。それ以外の要綱等により任用されていた場合(他団体における任用も含む)、「特別選考B-ウ」の対象となるかについてはお問い合わせください。

※4 特別選考C「大学等推薦特別選考」について

ア 浜松市教育委員会が指定した大学等から推薦を受けた方が対象となります。(指定の有無は大学等へお問い合わせください。)

イ 浜松市の教員を第1希望とする方を対象とします。

ウ 令和7年3月に大学(大学院)又は教職大学院を卒業(修了)見込みの方を対象とします。

エ 提出書類(P11参照)の全てを封筒に入れて、大学等に提出してください。大学等が取りまとめて浜松市教育委員会に提出します。また、電子申請は、大学から推薦を受けた後に受験者本人が行うようにしてください。

オ 選考の結果、特別選考Cの対象となった方は、第1次選考試験の「教職・一般教養試験」「教科専門試験(筆記)」「個人面接」、及び第2次選考試験で実技試験を実施する教科(音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語)の受験者は、「教科専門試験(実技)」を免除します。

カ 特別選考Cでの受験の可否は、受験票の発送時に通知します。特別選考Cの対象にならなかった場合は、一般選考での受験となります。

キ 詳細は、各大学等の担当者に確認してください。

(2) 特色ある募集

※ 以下に示す内容の受験を希望する場合は、電子申請時に申告することが必要です。

【障がいに配慮した選考区分】

障がいのある方で希望する場合は、「障がいに配慮した選考」区分での選考を行います。

(選考の種類は、P3 5(1)の表の中から選択してください。)

<実施方法・配慮事項等>

- ・ 一般選考又は特別選考A～Dと同様の試験を行いますが、選考は別に行います。
- ・ 第1次選考試験における「教職・一般教養試験」を「課題作文(これまでの経験に基づくテーマ)」に代えることができます。
- ・ 具体的な試験の実施方法等は、「障がいに配慮した選考申請書」の内容を踏まえて検討し、障がいにより受験者が不利になることがないよう配慮します。実施方法等の決定後、受験者に通知します。

【大学院在学者・進学者、特別専攻科進学者に対する特例】

次のアからウに該当する方で希望する方が第2次選考試験に合格した場合、採用候補者としての名簿登載期間を変更することができます。

ア 学校教育法に基づく大学院修士課程に、令和6年4月から令和8年3月まで在籍する予定の方(教職大学院、一般の大学院を問いません。)

イ 学校教育法に基づく大学院修士課程に、令和7年4月に進学することを希望する方(教職大学院、一般の大学院を問いません。)

ウ 学校教育法に基づく大学の専攻科に、令和7年4月に進学する予定の方(特別支援学校教諭免許状取得を目的としたものに限ります。)

※ 特例を希望する方が第2次選考試験に合格した場合、結果通知とともに「採用候補者名簿登載期間の変更願」を送付します。変更願の提出を受け、浜松市教育委員会が変更を認めた場合、「名簿登載期間変更決定通知書」を伝達します。ただし、修了予定年月までに修士課程又は専攻科を修了しない場合は、採用候補者名簿への登載を取り消します。

※ この特例を希望する方は、任期付教員の希望をすることはできません。

<(3)任期付教員の採用について 参照>

【バイリンガル面接特別選考】

日常生活や学校において必要なポルトガル語又はスペイン語を理解し、それを母語とする人とのコミュニケーションのスキルについて実技面接を希望する方は、第1次選考試験2日目の個人面接前又は終了後に、ポルトガル語又はスペイン語による特別面接を加えて行います。この特別面接の評価により最大10点を第1次選考試験の総合点に加点します。

(3) 任期付教員の採用について

任期付教員とは、育児休業や配偶者同行休業を取得する教員の代替教員、又は欠員を補充するために勤務する教員として、正規教員と同様の職務に従事します。任期が決められていること以外、給与・勤務時間等の勤務条件は、原則として正規教員と同様の扱いになります。任期付教員候補者名簿への登載期間は3年間で、名簿登載・任用中であっても、浜松市立小・中学校教員採用選考試験の受験は可能です。

任期の定めのない教員(正規教員)を希望せず、任期付教員のみを希望する場合は、電子申請時に任期付教員のみを希望する方用の申し込みフォームから電子申請を行って下さい。(選考試験の日程や内容は、正規教員と変わりません。)

また、現在浜松市立小・中学校の任期付教員で、令和7年3月31日で3年間の名簿登載期間が満了となる方は、改めて選考試験を受験することが必要となります。電子申請の際に、任期付教員の希望の有無を選択してください。

- ① 前掲「5 選考の種類等」に基づく選考試験を行い、合格者を任期付教員候補者とします。
- ② 任期付教員候補者としての名簿登載期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとします。
- ③ 任期付教員候補者となつても、前掲4(3)ア～オの場合は候補者名簿への登載を取り消します。
- ④ 日本国籍を有しない方は、常勤の講師として採用します。名簿登載期間は②と同様です。
- ⑤ 任期付教員の給与は、正規職員と同等です。ただし、60歳超の職員については、60歳超の他の職員との均衡を考慮して給与を決定します。(任用期間中に60歳になった職員についても、60歳になった日以後の最初の4月1日だけで、同様に決定し直します。)

※ 発達支援推進教員区分のみを受験する方、及び大学院在学者・進学者、特別専攻科進学者に対する特例を希望する方は、任期付教員を希望することはできません。

試験項目と試験内容

《第1次選考試験》

選考の種類により、下表の試験、面接及び適性検査を行い、第1次選考試験合格者を決定します。

(1) 選考の種類と試験項目

| 選考の種類 | 試験項目 | | ① | ② | ③ | ④ | * |
|---------------|--|------|--------------|------|------|--|---|
| | 教職・一般教養 | 課題作文 | 教科専門 (筆記) | 個人面接 | 適性検査 | 特別面接 | |
| 一般選考 | ○ | — | ○ | ○ | — | — | |
| 特別選考A | — | — | — | — | — | — | |
| 特別選考B | ア | — | — | — | ○ | Web実施 ・4月上旬～中旬に実施予定 ・受験票に同封して実施方法を通知 | — |
| | イ | — | — | ○ | ○ | | — |
| | ウ | △ | — | ○ | ○ | | — |
| | エ | — | — | — | ○ | | — |
| | オ | — | — | ○ | ○ | | — |
| 特別選考C | — | — | — | — | — | — | |
| 特別選考D | — | △ | — | ○ | ○ | — | |
| *バイリンガル面接特別選考 | 該当する選考の種類の試験項目に加え、特別面接を実施します | | | | ○ | | |
| 障がいに配慮した選考 | 該当する「選考の種類」の試験項目を実施します ※ 「障がいに配慮した選考申請書」をもとに必要な配慮をします | | | | | | |

<記号の見方> ○:必須 △:選択 ○:他の試験項目に加えて行う

(2) 試験項目、試験内容、点数

| 試験項目 | 試験内容 | 点数 |
|---------------------------|--|-----|
| ① 教職・一般教養試験 <60分> | ○教育原理・教育心理・教育関係法規に関する教職教養試験 ○人文・社会・自然科学等に関する一般教養試験 | 50 |
| | ○特別選考B-ウ:「教育実践に基づくテーマ」 ○特別選考D:「国際貢献活動経験に関するテーマ」 ○障がいに配慮した選考:「これまでの経験に基づくテーマ」 | |
| ② 教科専門試験 (筆記) <80分> | ○小学校全教科に関する専門試験(6教科実施) ・国語、社会、算数、理科の4教科は必須 ・音楽、図画工作、体育、家庭、外国語活動・外国語から2教科選択 | 100 |
| | ○受験する教科に関する専門試験(筆記) | |
| | ○養護に関する専門試験 | |
| ③ 個人面接<15分> | ○受験者1人に対して面接委員3人による面接 | 100 |
| ④ 適性検査<Web実施> | ○受験票発送時に指定する期日内に、インターネット上で検査を行います ※ 期日・実施方法については、受験票発送時に示す注意事項を必ず確認してください | — |
| * 特別面接<15分> | ○ポルトガル語又はスペイン語でのバイリンガル面接 | 加点 |

(3) 選考方法

各選考の種類に応じて、各試験項目(教科専門試験、個人面接試験)の得点と加点申請による加点の合計に基づき、提出書類等を考慮して、合格者を決定します。ただし、一般選考、特別選考B一ウ、特別選考Dの受験者については、教職・一般教養試験または課題作文の点数が一定の水準に達した者のみを対象とします。

なお、各試験項目の得点が基準に達しない場合には、合格者とはしません。

《第2次選考試験》

(1) 試験項目、試験内容、点数

| 試験項目 | 試験内容 | 点数 |
|--|--|--------|
| ① 学校教育に関するレポート <50分> | ○浜松市の教育に関するレポートの作成 <P15 Q&A6参照> | 10 |
| ② 個人面接 | ○受験者1人に対して、面接委員3人による面接 | 45 |
| ③ 「授業」に関する面接 (養護教諭以外の区分) 「保健」に関する面接 (養護教諭の区分) | ○受験者1人に対して、面接委員3人による面接 | 45 |
| | ○音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語の実技試験 ※実技が免除となる場合については、以下の「○ 教科専門試験(実技)免除の対象者」を参照 | |
| ④ 教科専門試験(実技) | ○音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語の実技試験 ※実技が免除となる場合については、以下の「○ 教科専門試験(実技)免除の対象者」を参照 | 各教科による |
| ⑤ 適性検査 | ○1次選考試験結果発送時に指定する期日内に、インターネット上で検査を行う | — |

◎ 教科専門試験(実技)免除の対象者

ア 特別選考A、特別選考B一ア、特別選考B一工、特別選考Cの受験者

※ただし、特A、特B一ア、特B一工の受験者で、実務経験のない校種、教科を併願する場合は、免除になりません。

イ 中学校英語(発達支援推進教員含む)受験者で、以下のいずれかの資格を所有している者

※ 電子申請時に申告し、「資格・合格証明書等の写し」を提出した者に限る。<P11(2)参照>

- ・ 実用英語技能検定(S-CBTも可) 準1級以上
- ・ TOEFL(国際教育交換協議会又はETS Japan) iBT72点以上
- ・ TOEIC L&R(国際ビジネスコミュニケーション協会) 785点以上 (ただし、IPは認めない)

※ TOEFL、TOEICの得点は、令和4年5月以降の得点に限る。

「授業」に関する面接は、「模擬授業」ではありません。まず面接前に、各校種・教科ごとに提示された単元の授業を構想します。その後、面接委員との面接に臨み、作成した授業構想をもとに、板書を活用して、授業のポイントを説明したり質問に答えたりします。

「保健」に関する面接も、面接前に、提示された課題について構想する時間があります。課題は、養護教諭としての保健管理や救急対応等、様々な場面についての内容です。また、面接の中で「実演を行う課題」も実施します。<P15 Q&A2参照>

(2) 選考方法

各選考区分において、各試験項目(学校教育に関するレポート、個人面接、「授業・保健」に関する面接)の得点に基づき、提出書類等を考慮して、合格者を決定します。ただし、教科専門試験(実技)受験者については、実技の点数が一定の水準に達した者のみを対象とします。

なお、各試験項目の得点が基準に達しない場合には、合格者とはしません。

7 併願受験

第1希望、第2希望両方の試験区分の受験資格があり、希望する方は、下の表の○で示す区分の併願受験をすることができます。

| | | 第2希望試験区分 | | | |
|--------------|-------------------|----------|----------|-------------------|-------------------|
| | | 小学校教員 | 中学校教員 | 発達支援推進教員 (小学校) | 発達支援推進教員 (中学校) |
| 第1希望 試験区分 | 小学校教員 | | ○ ※下記①参照 | ○ | |
| | 中学校教員 | ○ ※下記①参照 | | | ○ |
| | 発達支援推進教員 (小学校) | ○ | | | |
| | 発達支援推進教員 (中学校) | | ○ | | |

(1) 併願受験の際の試験項目

第1希望の試験区分の試験項目に、以下の通り試験項目を追加します。

① 小学校教員と中学校教員を併願する際の第2希望区分における試験項目

※ 本年度より、以下の通り変更となります。

- 第1次選考試験においては、**第2希望の教科専門試験(筆記)<80分>**を追加で行います。
- 第2次選考試験においては、第2希望の「授業」に関する面接を追加で行います。また、一般選考、特別選考B-イ、B-ウ、B-オ、特別選考Dで、**中学校教員(音・美・体・技・家・英)**を受験する者は、**教科専門試験(実技)**を行います。

② 発達支援推進教員を併願する場合における試験項目

追加の試験項目はありません。

(2) 出願時の注意

採用時に、配置を希望する順に、第1希望、第2希望の試験区分を選択してください。

(中学校教員を選択する場合には、希望する教科を明確にしてください。)

8 加点申請

「(1) 加点項目一覧」の①～⑯の項目のいずれかに該当する方で、電子申請時に申告し、「(2) 加点申請に必要な書類」を提出した方は、第1次選考試験の得点に加点します。複数項目にわたる**加点の合計は20点を上限**とします。

(1) 加点項目一覧

| 対象 | 加点項目 <small>*印は取得済みであることが申請条件となります。</small> | 加点対象となる試験区分 | | | | 加点 | |
|-----|---|-------------|-------|-----------------|-----------------|----|------|
| | | 小学校教員 | 中学校教員 | 発達支援推進教員 小学校 | 発達支援推進教員 中学校 | | |
| 全 | ① 特別支援学校教諭普通免許状を取得又は取得見込み | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 10 |
| | ② 公認心理師又は臨床心理士の資格取得* | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 15 |
| | ③ 「バイリンガル面接特別選考」の結果に応じた加点 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 0~10 |
| | ④ ICT教育関連資格(以下の資格に限る)* ・ITパスポート ・ICT支援員能力検定(上級を含む) ・教育情報化コーディネーター認定(1級～3級) ・Google認定教育者(レベル1～2、トレーナー) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1~3 |
| 小・中 | ⑤ 小学校教諭と中学校教諭の普通免許状の両方を取得又は取得見込み | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 5 |
| | ⑥ 司書教諭の資格を取得* | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 3 |
| | ⑦ 日本語教育能力検定試験(日本国際教育支援協会)に合格した者* | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 5 |
| 小 | ⑧ 英語資格(以下のいずれかを所有)* ・実用英語技能検定(S-CBTも可) 準1級以上 ・TOEFL(国際教育交換協議会又はETS Japan) iBT72点以上 ・TOEIC L&R(国際ビジネスマーケティング協会)785点以上 (ただし、IPは認めない) ※ TOEFL, TOEICの得点は、令和4年5月以降の得点に限る。 | ○ | - | ○ | - | - | 5 |
| | ⑨ 小学校教員受験者で、中学校教諭の普通免許状(英語)を取得もしくは取得見込み、又は以下の英語資格のいずれかを所有 ・実用英語技能検定(S-CBTも可) 2級以上 ・TOEFL(国際教育交換協議会又はETS Japan) iBT60点以上 ・TOEIC L&R(国際ビジネスマーケティング協会)600点以上 (ただし、IPは認めない) ※ TOEFL, TOEICの得点は、令和4年5月以降の得点に限る。 | ○ | - | ○ | - | - | 5 |
| | ⑩ 小学校教員受験者で、中学校教員(数学・理科・英語)との併願受験をし、中学校教員の普通免許状(数学・理科・英語)を取得又は取得見込み ※ 第1希望、第2希望は問わない | ○ | - | - | - | - | 3 |
| | ⑪ 幼稚園教諭普通免許状を取得又は取得見込み 保育士資格取得*(保育士資格は取得済みに限る) | ○ | - | ○ | - | - | 3 |
| 中 | ⑫ 中学校教諭複数教科普通免許状を取得又は取得見込み | - | ○ | - | ○ | - | 10 |
| | ⑬ ⑫に該当する方で、受験教科以外に音楽、美術、技術、家庭の中学校教諭普通免許状を取得又は取得見込み | - | ○ | - | ○ | - | 5 |
| 養 | ⑭ 保健師又は看護師免許取得* | - | - | - | - | ○ | 8 |

※電子申請時に申告のない場合は、加点しません。

(2) 加点申請に必要な提出書類

申請した加点項目に関わる「免許状及び資格・合格証明書等の写し」を必ず提出してください。

※ 加点申請に関わる免許状が「取得見込み」の場合、出願時に写しを提出する必要はありませんが、免許状が取得できなかった場合、合格でも採用候補者名簿から削除することがあります。採用候補者となった後に、免許状の写しを提出してください。

9 出願

出願期間

- (1)電子申請 令和6年2月13日(火)から3月15日(金)午後5時15分まで
 (2)書類提出 令和6年2月13日(火)から3月15日(金)午後5時15分必着

出願は、「(1)電子申請」と「(2)書類提出」の両方の受付が完了したことをもって、受験資格を得たことになります。

どちらも必ず締め切りに間に合うようご注意ください。

(1)電子申請

※ 特別選考C(大学等推薦特別選考)での受験を希望する場合は、大学等からの推薦の可否が決定した後に、電子申請を行ってください。

| | |
|---------|---|
| 電子申請の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ○インターネットに接続可能なパソコン、スマートフォン等 ○本人専用の電子メールアドレス(学校等の職場から割り当てられた個人メールアドレスは不可) ○HP掲載の「電子申請の手引き」に記載されている入力すべき内容も事前に確認してください。 ○別紙「電子申請入力準備メモ」(【面接用シート記入例】の裏面)も活用してください。 |
| 電子申請の手順 | <ol style="list-style-type: none"> ① 浜松市公式ホームページの採用試験のページへアクセスしてください。 右の2次元コードからもアクセスできます。  ↓ ② ページ内の「電子申請の手引き」を確認してください。 ↓ ③ ページ内の「受験願書受付」から、専用申込みフォームへアクセスしてください。 ※任期付教員のみ希望の方は、同ページ内の「受験願書受付(任期付教員のみ希望)」からアクセスして下さい。 ↓ ④ 受験者の「本人専用の電子メールアドレス」を入力し、送信してください。 ↓ ⑤ 正常に入力・送信ができたら、④で入力したメールアドレスに認証が完了したとのメールが自動配信されます。届いたメール内のURLから入力フォームへアクセスしてください。 ↓ ⑥ 「電子申請の手引き」を参考に、入力フォーム画面の指示に従って、必要事項を入力してください。 送信前に、入力内容に間違いがないか、必ず確認してください。送信後に内容を変更することはできません。 ↓ ⑦ 入力・送信後、④で入力したメールアドレスに受付完了のメールが届けば、電子申請は完了です。 <u>※受付完了のメールは、大切に保管してください。</u> ○ 電子申請完了とともに、後掲9 (2)「書類提出」を、必ず出願期間内に行ってください。 |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・④の「本人専用の電子メールアドレス」に自動配信メールが届かない場合は、迷惑メール設定を解除したり、アドレスに間違いがないか確認したりする等の対応をしてください。 ・締め切り間際は、システムへのアクセスが集中します。また、システム管理等によって一時的に申請ができない場合があるので、期限に余裕をもって申請してください。 ・その他の注意事項については、「電子申請の手引き」(HPに掲載)をご確認ください。 |

※ ご不明な点は、教職員課採用担当までお問い合わせください。

(2)書類提出

○ 下の表から、選考の種類等に応じて必要なものを提出してください。

| 提出書類 | 共通の提出書類 | | | | | その他の提出書類 | | |
|---------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------|---|---------------|------------------|---------------|
| | ① 面接用シート★ | ② 受験票★ | ③ 受験票等返信用封筒 | ④ 職歴入力シート★ | ⑤ 免許状等 | ⑥ 勤務実績証明書★ | ⑦ 加点、免除に必要な書類 | ⑧ 「大学等推薦書」 |
| 選考の種類 | | | | | | | | |
| 一般選考 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | | | | |
| 特別選考A | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> 2枚 | | | | | |
| 特別選考B | ア | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | | | |
| | イ | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | | | |
| | ウ | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | | | |
| | エ | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | | | |
| | オ | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | | | |
| 特別選考C | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> 2枚 | | | | | |
| 特別選考D | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | | | | | |
| *バイリンガル面接特別選考 | | | | | 特別な提出物はありません。 | | | |
| 障がいに配慮した選考 | | | | | それぞれの選考の種類に必要な提出物に⑨「障がいに配慮した選考申請書」…別紙様式2を加えてください。 | | | |

★の各様式は、浜松市公式ホームページからダウンロードできます。

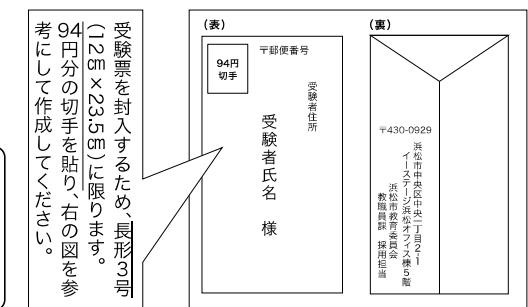
(浜松市公式ホームページ→子育て・教育→教育→教職員等の採用・募集、教育実習

→教員採用選考試験・教育実習情報まとめページ→直近の試験の概要／様式／結果)

【共通の提出書類】

- ① 面接用シート(片面印刷・写真貼付)
- ② 受験票(受験番号は記入しない・写真貼付)
- ③ 受験票等返信用封筒(長形3号) **1枚**

※特別選考A、Cで受験する方は、**2枚**



④ 職歴入力シート(様式は浜松市公式ホームページからダウンロードすること)

※令和6年3月31日までに「職歴」がある(見込まれる)方のみ提出

※記入例や留意事項をよく確認し、正しく入力するように注意してください。

⑤ 前掲P1の「必要とする免許状」の写し

※取得見込みの方は提出の必要はありませんが、取得できた時点で提出してください。

※免許状を更新した方は、その「証明書」の写しも必ず一緒に提出してください。

【その他の提出書類】

⑥「勤務実績証明書」(巻封) 別紙 [様式1]

教諭又は養護教諭、任期付教員、臨時の任用の教員等として令和5年度に在職していた学校の校長に、作成を依頼してください。<P16 Q&A15参照>

⑦加点、免除に必要な書類 … P9「8 加点申請」、P7「教科専門試験(実技)免除の対象者」を参照し、必要なものを提出してください。

⑧「大学等推薦書」 … 大学等に作成を依頼してください。大学等が作成し、提出します。

⑨「障がいに配慮した選考申請書」 別紙 [様式2]

(3) 書類の提出の仕方

【共通の提出書類】[その他の提出書類]を角型2号封筒(24 cm×33 cm)に封入し、

下の<提出方法>に従って提出してください。

<提出方法>

ア 浜松市教育委員会教職員課に持参する方法

○受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※ 土・日曜日、祝日を除く

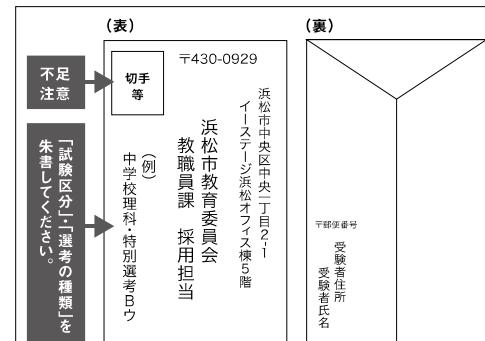
イ 郵送する方法

○下の送付先に郵送してください。

(郵送費自己負担)

《送付先》
〒430-0929
浜松市中央区中央一丁目2-1
イーステージ浜松オフィス棟5階
浜松市教育委員会
教職員課 採用担当

<提出書類郵送用封筒の記入の仕方>



重要 令和6年3月15日(金)午後5時15分
必着です。郵送にかかる日数を考慮
し、早めに発送してください。

ウ 特別選考Cの該当者は大学の担当者に提出してください。

10 選考試験の日程等

(1) 第1次選考試験の日程

| 試験日 | | ○併願なし ○養護教諭 ○発達支援推進教員を併願する場合 | ○小学校教員と中学校教員を併願する場合 |
|--------------|---|--|------------------------|
| 5月11日 (土) | 午前 | 教職・一般教養試験 又は 課題作文<60分> 第1希望区分の教科専門試験(筆記)<80分> | |
| | 昼 | 午前で終了 | 昼食を持参 |
| | 午後 | ＊＊＊ | 第2希望区分の教科専門試験(筆記)<80分> |
| 5月12日 (日) | 個人面接 ※受付時間、面接時間は1日目に通知します ※バイリンガル選考受験者は、特別面接を加えて実施します | | |

(2) 第1次選考試験1日目の持ち物

※ 必要な持ち物は、選考の種類によって異なります。詳細は受験票発送時の通知でご確認ください。

- 共通の持ち物:筆記用具、受験票、上履き・靴入れ用の袋、昼食(午後まで受験する方)、
1次試験結果返送用封筒(P11③の「受験票等返信用封筒」と同様に作成)

● 「筆記試験」各区分・教科別の持ち物

- ・小学校 : 三角定規、コンパス
- ・中学校(数学) : 三角定規、コンパス
- ・中学校(理科) : 三角定規
- ・中学校(美術) : 定規、コンパス、鉛筆
- ・中学校(技術) : 三角定規、コンパス、ものさし
- ・中学校(英語) : 英和辞典及び和英辞典の持ち込み可。電子辞書は不可。

(3) 第2次選考試験の日程

| 試験日 | ○中学校教員(音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語)を受験する場合 ※ ただし、免除者は除く。 | ○左以外の場合 |
|--------------|--|---------|
| 7月27日 (土) | 個人面接 教科専門試験(実技) 詳しい日程は、1次選考試験結果通知の際にお知らせします。 | 個人面接 |
| 7月28日 (日) | 学校教育に関するレポート 「授業」または「保健」に関する面接 詳しい日程は、2次選考試験1日目にお知らせします。 | |

● 「実技試験」中学校教科別の実施内容及び準備物等 ※準備物を忘れた場合、貸出等はしません。

| | |
|----------|--|
| 音楽 | 実技試験は、以下のa、bの内容を実施する。 a ピアノ演奏 以下の合唱曲の伴奏部分を、繰り返しなしでピアノで演奏する。なお、演奏範囲は当日指定する。 「Let's Search For Tomorrow」堀 徹 作詞 大澤徹訓 作曲 |
| | b 弹き歌い 以下の共通教材3曲のうち、当日1曲を指定する。受験者はピアノまたは電子ピアノで伴奏をつけて、主旋律を歌う。なお、何番を歌うかは当日指定する。(自作伴奏、簡単伴奏、移調可、暗譜でもよい。) 「荒城の月」土井晚翠 作詞 滝廉太郎 作曲 「赤んぼ」三木露風 作詞 山田耕作 作曲 「夏の思い出」江間章子 作詞 中田喜直 作曲 |
| 美術 | 持参するもの 上記a、bで使用する楽譜(演奏中に楽譜が落ちないように工夫する。なお、譜めくりは各自で行う。) |
| | 水性の絵の具を用いた実技試験を実施する。(絵画・デザインいずれの表現にも対応できるように用意すること。) 持参するもの 鉛筆、消しゴム、水性の絵の具、筆、パレット、筆洗(水入れ)、30cm以上の定規、コンパス、雑巾、ごみ袋、その他(制作に必要と思われる物) |
| 保健 体育 | 実技試験は、以下のa、b、cの内容を実施する。 a 器械運動(マット運動) 回転系の2つの技を行い評価する。側方倒立回転→伸膝前転の順に行う。つなぎは評価しない。 |
| | b 球技(ペースボール型) ボール操作の技能を評価する。ゴロ(転がってきたボール)を捕球し、決められた場所へ送球する。グラブは使用しない。 |
| 技術 | c ダンス(創作ダンス) 即興的に表現された「ひとまとまりの動き」を評価する。「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説保健体育編」171頁の例示A～Eを参考に、当日テーマを発表する。 個人での表現とする。 【流れ】テーマ発表 → 構想(1分間) → 実技(1分間) 持参するもの ・「健康調査票」(HPからダウンロードしてA4判用紙に印刷)を記入し、第2次選考試験会場で提出する。 ・実技ができる服装及び運動靴(屋内)を各自で用意する。 ※上衣の胸と背に、ゼッケン(20cm×20cmの白布に受験番号を黒字)を縫い付ける。 |
| | 実技試験は、「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 技術・家庭編」の第2章、第2節「技術分野の目標及び内容」に示されている「A 材料の加工の技術」「C エネルギー変換の技術」を統合した製作活動を実施する。 持参するもの げんのう、両刃のこぎり、さしがね、台かんな、釘抜き、ラジオペンチ、ニッパー、電気はんだごて(20W～30W)、はんだを吸い取ることができるもの、防護眼鏡、筆記用具、三角定規、コンパス、ものさし、作業に適した服装、ごみ袋を各自用意する。 |
| 家庭 | 実技試験は、以下のa、bの内容を実施する。 a 手縫い 並縫い、ぐし縫い、半返し縫い、本返し縫い、まつり縫い、千鳥がけ、かがり縫い、スナップ付け、ボタン付けのうち、指定された縫い方で縫う。 |
| | b ミシン縫い 直線縫い、ジグザグ縫い、かがり縫いのうち、指定された縫い方で縫う。 持参するもの 裁縫道具一式(裁ちばさみ、チャコペンシル、まち針、縫い針、糸切りばさみ、ひも通し等)を各自用意する。 |
| 英語 | 授業の導入の一場面において、生徒が行う言語活動のモデルとなる内容を、英語で3分程度話す。生徒が行う言語活動は、「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 外国語編」で示されている「話すこと【発表】イ」の目標を実現する活動であり、トピックは当日示される。 英和辞典及び和英辞典の持込みは不可とする。 |

11 期日及び会場

志願者数の状況や会場校の都合等により変更になる場合があります。
必ず、公共の交通機関を利用して来場してください。

<第1次選考試験>

(1)期日 令和6年5月11日(土)教職・一般教養試験、課題作文、教科専門試験(筆記)

12日(日)個人面接、バイリンガル面接

(2)会場 浜松市立佐鳴台小学校(浜松市中央区佐鳴台三丁目31-1)

浜松市立佐鳴台中学校(浜松市中央区佐鳴台三丁目32-1)

浜松市立観塚中学校(浜松市中央区観塚二丁目15-1)

<第2次選考試験>

(1)期日 令和6年7月27日(土)個人面接、教科専門試験(実技)

28日(日)学校教育に関するレポート、「授業」・「保健」に関する面接

(2)会場 浜松市立上島小学校(浜松市中央区上島一丁目21-1)

浜松市立浜松中部学園(浜松市中央区松城町108-1)

12 結果の発表について

合格者の受験番号を、イーステージ浜松オフィス棟5階掲示板に掲示するとともに、浜松市公式ホームページにも掲載します。(浜松市公式ホームページ→子育て・教育→教育→教職員等の採用・募集・教育実習)

<第1次選考試験> 令和6年6月28日(金)正午発表予定

<第2次選考試験> 令和6年8月下旬発表予定

13 受験に際しての注意事項

- 試験会場の詳細、集合時間等については受験票発送時に通知します。
- 必ず公共の交通機関を使用して来場してください。混雑が予想されますので、時間に余裕をもって会場に到着できるよう心掛けてください。
- 会場周辺の交通渋滞を防ぐため、自家用車等での送迎は認めません。また、会場周辺の商業施設等駐車場でのタクシー等の降車も、当該施設の迷惑となるので行わないでください。
- 身体等やむを得ない理由でタクシー等を利用する際には、事前にご連絡ください。会場内への乗り入れを認めます。
- 各会場及び会場敷地内では、携帯電話、スマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は休憩・昼食時間も含め一切使用できません。必ず電源を切っておいてください。
- 体調管理、水分補給等、各自で十分に行ってください。上着やネクタイ等の着用は必須ではありません。
- 各会場及び会場敷地内は全面禁煙です。

自然災害や公共交通機関の遅延等への対応により、試験の内容、日程、会場等が変更となることがあります。試験日の直前まで教員採用公式LINEや浜松市公式ホームページにて、こまめに情報をご確認ください。

<連絡・問合せ先>

浜松市教育委員会 教職員課 採用担当 (午前8時30分～午後5時15分)

TEL 053-457-2414

※土・日曜日、祝日を除く

TEL 053-457-2408 ※試験の内容に関する問合せにはお応えできません。

Q&A ~よくあるお問い合わせ~

※Q&Aに当てはまらない質問は、直接お問い合わせください。

◆出願・試験について

| | | | |
|----|---|---|--|
| Q1 | 受験票はいつ交付されますか? | A | 提出された返信用封筒を使い、4月上旬に発送する予定です。試験の詳細や適性検査に関する案内も送付します。4月12日(金)を過ぎても届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。 |
| Q2 | 過去の問題は、見せてもらいますか? | A | 過去3年間分の第1次選考試験、第2次選考試験の問題(「授業に関する面接」「保健に関する面接」を含む)を公開しています。浜松市教育委員会教職員課の窓口のほか、浜松市役所市政情報室、浜松市浜名区役所区振興課、浜松市天竜区役所区振興課、浜松市各行政センターでも閲覧できます。第2次選考試験の問題は浜松市公式HPでも公開しています。 |
| Q3 | 今回の試験で、正規採用教員(教諭)は希望せずに、任期付教員だけを希望して受験することは可能でしょうか? | A | 可能です。一般選考、特別選考の選択もできます。試験の日程や内容に変わりはありません。(P10電子申請の手順③参照)ただし、任期付教員だけを希望する場合は、発達支援推進教員区分を希望することはできません。(P5 (3)任期付教員の採用について参照) |
| Q4 | 特別選考C(大学等推薦特別選考)で受験したいと考えていますが、どのようにすればよいでしょうか? | A | 対象となる大学等では、大学等から案内があります。まずは、大学等に確認をしてください。 |
| Q5 | インターネット上の適性検査は、どのように実施すればよいでしょうか? | A | 適性検査の実施方法や実施期間の案内文書を、受験票に同封して送付します。インターネット上で期日(4月中旬予定)までに必ず受験してください。 |
| Q6 | 第2次選考試験の「学校教育に関するレポート」のポイントを教えてください。 | A | 浜松市の教育理念や推進する教育について理解を深め、小・中学校で担任又は養護教諭として勤務するとき、どのような教育実践ができるか、具体的に考えておくと良いでしょう。 |
| Q7 | 「発達支援推進教員」として採用された場合、通常の学級での学級担任や教科担任はできないのでしょうか? | A | 主に、発達支援教育(特別支援教育)に携わることになりますが、通常の学級での学級担任や教科担任を行わないというものではありません。(P2 「発達支援推進教員」について参照) |

◆選考の種類・勤務履歴等について

| | | | |
|----------------|---|---|--|
| Q8 職歴シート | 私は、令和6年3月22日まで臨時的任用の教員としてA中学校に勤務します。そして3月23日から3月31日までは、アルバイトをする予定ですが、アルバイト先は決めていません。職歴入力シートには、3月31日までの職歴(見込み)を記入するとありますが、どのように記入すればよいですか?また、アルバイト先が決まったら、連絡した方がよいですか? | A | 出願書類を送付する時点での見込みで記入をしてください。したがって、3月23日から3月31日までは「アルバイト(予定)」と記入してください。また、この場合、アルバイト先の連絡はしていただかなくて結構です。記入例をよく見て、入力してください。 |
| Q9 特B A | 現在、他都市の公立小学校で正規採用教員(任期のない)として勤務し、令和6年4月1日で3年目に入ります。今回、第1希望「小学校」と第2希望「中学校社会」で併願受験を考えていますが、特別選考B-A(他都市現職教諭)での受験は可能でしょうか?また、この場合、「中学校社会」の教科専門試験を受ける必要がありますか? | A | 特別選考B-Aでの併願受験は可能です。ただし、1次試験において、勤務実績のない第2希望「中学校社会」については教科専門試験を受ける必要があります。1次試験で両方に合格した場合、2次試験では「小学校」の試験内容に加え、「中学校社会」の授業に関する面接を受けることになります。 |
| Q10 特B A | 現在、他都市の公立学校正規採用教員(任期のない)で、令和6年3月31日に採用から3年が経過します。そのうち令和4年9月20日から令和6年3月31日まで育児休業を取得しています。この場合、特別選考B-Aでの受験は可能でしょうか? | A | なお、勤務実績のない「中学校社会」を第1希望にする場合は、特別選考B-Aでの受験となります。 |
| Q11 特B A | 私は、①～③の期間で臨時的任用の教員として勤務した経験がありますが、特別選考B-Aの条件に当てはまるでしょうか? ①令和4年6月6日から令和4年8月29日までA小学校 ②令和5年1月27日から令和5年3月3日までB小学校 ③令和5年7月3日から令和5年12月22日までC小学校 | A | 1日でも勤務すれば1か月と数えます。したがって①は3か月、②も3か月、③は6か月勤務したと数えますので「直近の2年間で通算12か月以上」の条件に当てはまります。 |